

教労 21C

連絡先 tkondot3@nifty.com

HP <http://www.wb.commufa.jp/inchi74/>

愛知地区教労

東郷町教育委員会と（2／19）交渉 一歩のごとく、でも少しずつ前進

○予算を伴い来年度実現しそうなこと

- ・まずは、東郷中学校の音楽室にエアコン設置
- ・中学校で、原則として各フロアに1台の大型ディスプレイ設置
- ・全学校で、週3日、1日あたり4時間の司書教諭補助員配置



【組合の見解】

他の自治体に比べ、教育予算の絶対額不足は理解できなくもありません。しかし、ブラウン管式の21インチのテレビが未だに各教室に設置され、デジタル化していないのは東郷町だけです。早急の改善を求めます

他市町に遅れること8年。時間的には少ないですが、司書教諭補助を入れることで、図書室担当職員の昼の休憩が取得できやすくなること、子どもの本好きが増えるであろうことは評価できます。毎年、少しずつでも、確実な前進を切に望みます。

○校長会で指導すると約束したこと

- ・特別支援担当者の週あたりの持ち時間数を、他の教員程度にすること
- ・月一回程度の定時退校日を設定し、行事予定に入れること
- ・始業前の部活動指導の自粛
- ・在校時間をへらすこと
- ・校内安全衛生委員会で「長時間在校」解消について論議すること

【組合の見解】

特別支援担当教員の給与上のメリットは、9月をもって無くなりました。調整数相当額は、部活動指導手当で増額に吸収されました。他の職員と持ち時間数を同時間程度にすることは当然です。**（なお、この点は今年度初めにも校長会で確認され、空き時間が0の学校でもどこも2～3時間程度確保されました。）**

月1回の定時退校日も校長会で話して、「行事予定に記入する等で全部の学校で実施していると認識している。」との見解を教育委員会は示しました。

始業時間前の部活動「朝練」は、指導者にとっても、その家族にとっても生徒にとっても負担です。自粛と言わず禁止するように強く指導すべきです。

○勤務時間・労働安全衛生関係

- ・「常時使用する労働者」の定義を労働安全衛生法通りとした。その結果、春木中学校に産業医を配置した。
- ・在校時間把握シートは、他市町の電子ファイルを入手したが内容の詳しい吟味はできなかった。今後吟味していきたい。
- ・休憩時間の部活動指導は、校長が命ずれば割り振り変更の対象である。
- ・勤務時間の割り振り変更は各学校で確実になされていると認識。

【組合の見解】

組合は「客観的な割り振り変更簿を用いて、勤務時間の割り振り変更を行って欲しい」と要求し続けてきました。これは県教委の「口頭よりも紙を使った方が客観的である」「再三再四指導している」に合致している要求です。割増賃金のない教員には、はみ出た分を時間で返してもらおうほかありません。確実に割り振り変更を行うためにも「紙媒体」は必要最低限の措置です。

他市町の「在校時間シート」は、2011年頃より順次改良がされ、労働安全衛生規則に違反しない形式になってきました。日進市、豊明市の様式を見ればわかります。しかし、東郷町は未だに旧来の形式にこだわっています。労働者が自分自身の月毎の時間外勤務時間を把握しないで、時間外勤務時間を減らすことができるでしょうか。労働安全衛生法・安全衛生規則に則り、法的措置も含め直ちに是正することを強く求めていきます。



○その他

- ・パソコンの教職員への支給状況は調査をしている
- ・プール清掃の業者委託は現在の予算では難しいが、必要額は調査する。
- ・一棟で3, 4千万円かかるトイレ改修は、町費で賄う事になるのですぐには無理であるが、H27は東郷小学校東庁舎トイレ改修工事を始める為に当初予算に計上している。
- ・「全国学習学力状況調査」に参加はするが、児童生徒や教職員の負担とならぬよう状況を見守る。学校別の点数公開はしない予定。

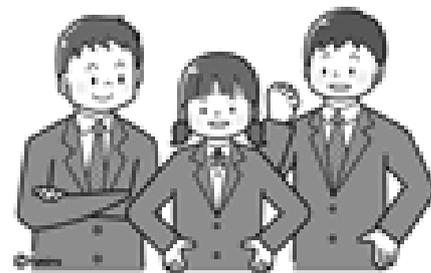


【組合の見解】

教職員全員にパソコンがないことは、業務の効率化から考えても問題ありです。調査するまでもなく、教職員数とPCの台数を比べれば容易にわかるはずですが。問題は、「ない」実態を速やかにどうやって解消するかです。

プール清掃は危険が伴います。春日井では予算化され、児童生徒にとって安全策がとられ始めています。「事故」があってからでは遅いのです。兵庫小学校は業者が入っています。まずは小学校から始めて欲しいものです。

「学習学力状況踏査」いわゆる学テは、第1次安倍内閣時に導入され、現場においては「毎年実施しなくてもわかる」「子どもがかわいそう」「特別支援学校に必要なか」など様々な否定的な意見が出されています。また、文科省が丸投げした業者から個人情報流出し社会問題化しました。組合は、地方自治の観点からも、この「行政調査」に参加しないように申し入れをおこなっています。



声・声・声・声・声

- 日進A小・・・ 転任人事で希望通りの市内の小学校になりました。転任先で、校務分掌など自分の希望を伝えるにはどうしたらよいでしょうか。
- 東郷B中・・・ 部活動指導手当が本年度は余ったそうです。指導時間が減ることは良いことです。
- 長久手C中・・・ 卒業式の準備は毎年2年生の担当です。1年生は下校。その1年生に対して「4時まで自宅にすること」と指導。(信じて、僕たち私たちのこと)
- 豊明D小・・・ 毎日の打ち合わせや運営委員会と、前任校に比べると会議の合理化があまり進んでいません。見直すときはきていると思うのですが・・・。

鳥居労災勝利！最高裁は上告を棄却 高裁決定が確定！



時間外の業務は、管理職が直接言葉によって命じなくても「包括的に命じられた」業務として認定

学校現場は「包括的な黙示の職務命令によって成り立っている」
「教職員の勤務は自主的・自発的・創造的な職務」と認められる

地方公務員災害補償基金の

「部活動等に職務命令は無く、勝手にやったボランティア」の主張に断罪

教育委員会・管理職の「勝手にやっている・・・
ボランティア・・・」の主張はもう通用しません！

<鳥居裁判の経過>

鳥居先生 時間外勤務が1ヶ月 119時間超！

2002年（平成14年）9月13日、豊橋市立石巻中学校の体育館で、学校祭の最中に鳥居先生は脳内出血で倒れました。42歳でした。鳥居先生は、部活動の指導や授業の準備など、朝は7時過ぎから、夜は8時過ぎまで連日忙しく飛び回っていました。鳥居先生の時間外勤務は、倒れる前1か月に、学校が認定したのも119時間に及んでいました。学校祭前夜は「夜警」を行い、校長室に泊まり込み、灯りをつけたまま仮眠のみ。翌日の学校祭でユニホックの模範試合を行った直後に倒れました。

地方公務災害補償基金は部活動指導などを「勝手にやっていた」として公務災害を認めず

2011年6月 名古屋地裁完全勝利！ 2012年10月名古屋高裁勝利！

地方公務員災害補償基金は 部活動指導や教材研究、学校事務、研修、学校内外の各種会議などは「自主的なボランティアとして勝手にやっていたこと」として、ほとんどの時間外勤務を否定していました。原告側は教職員の長時間過密労働の常態化、過密な負担を強いられている学校現場の実態を、さまざまな証拠と証言で立証して来ました。

高裁判決 「包括的な黙示の職務命令」「教職員の勤務は自主的・自発的・創造的な職務・・・」と判断

高裁判決では、原告の長時間過密労働の実態をしっかりと把握して、毎日の部活動・教材研究・学級事務・各種会議・生徒指導・進路導等が「包括的な黙示の職務命令によって成り立っている」ことを明らかにしました。さらに、「教職員の勤務は自主的・自発的・創造的な職務であり、本来の教科指導、それに付随する広範な指導業務・課外活動 P T A 活動の業務・職務遂行の為に相当程度の準備行為を必要とする職務も、教育現場の仕事の一環である」ことにも言及しました。

26 歳教諭の過労死認定

授業の準備や部活動指導に追われ、体がむしばまれた

(朝日新聞 2015, 3. 5朝刊)

朝日新聞 記事

他人事ではない！
こんなことのない職場に！



声をかける・かけられる, 相談する・相談される,
教える・教えられる, 助ける・助けられる, 励ます・励まさせる,
ほめる・ほめられる, 癒やす・癒される・・・そんな職場に